

令和 7 年度

資産等報告書審査意見書

令和 7 年 9 月 5 日
川崎町政治倫理審査会

川崎町政治倫理審査会（以下「審査会」という。）は、川崎町政治倫理条例（平成 10 年条例第 11 号。以下「条例」という。）第 10 条の規定に基づき、川崎町長から審査を求められた「資産等報告書の審査について（依頼）」（令和 7 年 6 月 13 日付川総人第 11 号）により、審査会を開催し、意見を取りまとめたので、下記のとおり提出する。

記

1. 審査の対象

条例第 6 条第 1 項及び第 2 項に定める資産等報告書提出義務者

（町長、副町長、教育長、議長、副議長、議員及びその配偶者：合計 33 名）

2. 審査の経過

回数	開催日	開催場所	審査の概要
1	8 月 5 日	川崎町役場 2 階 入札室	資産等報告書の審査及び指摘事項の確認
2	8 月 19 日	川崎町役場 2 階 会議室 1	資産等報告書の審査及び指摘事項の確認
3	9 月 5 日	川崎町役場 2 階 入札室	資産等報告書審査意見書（案）の確認及びまとめ
		町 長 室	資産等報告書審査意見書提出

3. 審査の方法

各提出義務者から提出された資産等報告書について、その記載内容が条例第 7 条（資産等報告書の内容）、川崎町政治倫理条例施行規則（平成 10 年規則第 7 号。以下「規則」という。）第 4 条（資産等報告書の記入方法）に定める要領に則り記載されているか、また、記載内容について矛盾はないか等を審査し、さらには前年度の報告書との比較を行い、資産等の増減状況、またその原因等に着目しながら報告書の各項目に沿って審査を行った。

4. 審査の結果

報告書の内容については、記入漏れや記入欄の間違い等が減少して、真摯な態度で適正に記載されているが、今後も注意深く審査を行う必要がある。

以下の事項を指摘する。

(1) 資産について

- ・ 預貯金の金額が明らかに少ないと思われるもの
- ・ 有価証券を保有し、未記入だと思われるもの

(2) その他

- ・ 宣誓書及び報告書について、氏名、住所等は提出義務者と配偶者が各々自署することが望ましいこと
- ・ 報告書に空白部分があり、該当なしなのか記入漏れなのか不明なもの
- ・ 「以下余白」と記入されていないもの
- ・ 税等の滞納が見受けられるもの

5. 審査会からの意見

条例に基づき、自らの資産等を公表し、政治家としての高潔さを明らかにするという意識は、確実に各提出義務者に浸透してきているが、全体的に預貯金額が少ないのではないかと感じられること、前年度との関連性の矛盾等が見受けられ、例年同じ指摘をしていることが現状である。預貯金については、金融機関の残高証明書等の資料提出を義務付けている自治体も見られるので、本町においても検討していただきたい。そして、有価証券を保有し、未記入だと思われるものについては、記載漏れがないよう努めていただきたい。

また、配偶者についても公職に就く者の配偶者は、資産報告が求められる旨を十分に認識していただき、自身の報告書同様、正確に記載し、住所、氏名等は自署し、提出をしていただきたい。

提出義務者の中に税等を滞納している者がいることは、町民の信頼を失するものであり、「町民全体の奉仕者及び公共の利益の追求者としての自己の職責を自覚し、その職責にふさわしい人格及び倫理の向上に努めている」とは言い難く、誠に遺憾である。早急に納税を行い、滞納の解消に努めていただきたい。

町長等及び議員は、公職者として条例の趣旨を再認識され、更なる意識向上に努め

ていただきたい。当審査会は、報告書の作成について政治家としての倫理や行動の高潔さを示すための一手段であるという認識を持たなければならないと考えており、川崎町の政治家にこの認識が定着するよう、今後も細心の注意を持って審査に臨むものである。

6. 審査会からの要請

条例第 3 条に、町民全体の代表者であり奉仕者である町長、副町長、教育長及び議員が、政治倫理基準を遵守しなければならないことが規定されているが、町民一人ひとりにも条例第 5 条に規定されている責務があり、政治家の政治倫理に関心を持つよう広く町民に周知していただきたい。

また、報告書様式については、平成 20 年以降改正がされておらず、有価証券、貸付金、借入金等の記入欄が分かりにくく、全体的にも提出義務者から記載しづらいという声もあるようである。提出義務者が記載しやすく、実情に沿ったシンプルで分かりやすい様式に改めることで、提出義務者の負担の減、スムーズな報告書の審査にも繋がると考える。

条例等の改正については、令和 2 年から意見書の中で検討を依頼してきたところ、令和 6 年 4 月 1 日付けで条例の一部が改正され、意見書が提出された日から 30 日以内に報告書及び意見書を閲覧できるようになった。引き続き、報告書提出後の訂正の申し出期間の変更等について、他市町村を参考とした条例等の改正を強く要請するとともに、今後は審査会についても、法律に精通した有識者等を委員に加えるなど、さまざまな問題に対処できる体制づくりをお願いしたい。

7. むすび

以上、当審査会において各委員が審査し、今後の課題を取りまとめた意見書をここに提出する。

令和 5 年度に川崎町議会から審査会への講師依頼を受け、政治倫理（条例、報告書の作成含む）について研修会を行ったことで、報告書の内容については確実に年々適正なものとなっている。今後も政治倫理についてより一層知識を深め、正確な報告書の作成を期待する。

公正で開かれた住民参加型の町政が推進されるよう、及ばずながら委員一丸となっ

て今後も努力することを申し述べたい。

令和 7 年 9 月 5 日

川崎町政治倫理審査会

会 長	久 保	正 敏	副会長	森 坪	和 久
委 員	田 尻	律 子	委 員	谷	文 和
委 員	中 村	千 恵			